

令和5年1月20日

第1回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第1回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月20日(金) 午前10時00分から午前10時51分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(17名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(18名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

11番菅野秀和委員、 17番松本太委員

農地利用最適化推進委員

33番伊藤金志委員

5 遅参委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

34番渡邊一正委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 現況確認証明申請について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更
申請について

第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 宮崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和5年第1回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午前10時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員 19名中、17名、推進委員 19名中、18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、11番菅野秀和委員、17番松本太委員、33番伊藤金志委員から欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

なお、34番渡邊一正委員から、遅参の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、1番野地太郎委員、4番菅野一紀委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、

議案第1号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第1号現況確認証明申請について

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積605平方メートル。非農地の事由：30年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したもの。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

26番（石川重彦）委員 26番、石川です。今年もよろしく申し上げます。

議案第1号番号1について、調査の内容を報告いたします。1月5日の午前10時より、武藤栄利農業委員、菅野正寿推進委員、事務局2名によって、全員で5名で調査をしてきました。周りが全部、山に囲まれておりまして、畑といてもなかなか、これから再生してやるのも難しいかなという事がありますので、事務局説明のとおり、原野という事で、皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第1号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第1号、番号1については

原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、この際申し上げます。

本議案中、番号5については、XXXXXXXXXX委員が議案に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用することといたし、関係委員を除外して審議いたします。

よって、まず、議案第2号、番号5を審議することとしますので、

XXXXXXXXXX委員の退席を求めます。

（XXXXXXXXXX委員 退席）

議長（奥平貢市）会長 議案第2号、番号5について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

番号5につきましても、借受人の経営規模の拡大のため、貸付人は相手側の要望を受け、申請地に賃借権を設定するものであります。

なお、申請人氏名につきましては議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、議案第2号、番号5について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

13番（佐藤孝志）委員 13番、佐藤でございます。番号5の案件について、調査結果の報告をいたします。1月14日午前8時45分、現地にて、貸付人の■■■■さん、借受人・■■■■さん、私の3名で議案書並びに現地の説明、案内図をもとに、現地調査をしてみいましたところ、何ら問題がなかった事をご報告申し上げます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、議案第2号、番号5についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第2号、番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第2号、番号5については、

原案のとおり許可することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第2号、番号1から番号6のうち、番号5を除く5件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 番号1につきましては、譲受人の山林と譲渡人の農地を交換により所有権移転するものであります。

番号2から番号3につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号4につきましては、借受人の経営規模の拡大のため、貸付人は相手側の要望を受け、申請地に賃借権を設定するものであります。

番号6につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第2号1番について、調査内容を報告します。1月15日午後2時30分より、推進委員の大石忠雄さんと

ともに、譲渡人・[]さん及び、譲受人の[]さんの奥さんから、聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。[]さんの宅地の脇の畑という事で、利便性の考えから、交換したとのこと。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

2番（佐藤勝則）委員 2番、佐藤です。議案第2号の2番について、調査内容を報告いたします。1月15日に、推進委員の平さんと午前10時に、譲渡人の[]さんと譲受人の[]さん両名の出席をいただきまして、[]さんの目の前が現地という事で、[]さんの宅地の前で、申請内容の確認と現地確認いたしました。事務局説明どおりでありまして、何ら問題がなく、許可適当と思われるので、皆様のご審議よろしく願います。以上です。

5番（川口美奈子）委員 議案第2号の3番について、調査結果をご報告いたします。1月15日午後1時より、推進委員の渡邊一正さんとともに、譲渡人の[]さん、譲受人の[]さん立ち合いのもと、聞き取り及び現地確認を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

36番（大内信一）委員 36番、大内です。議案第2号番号4について、調査内容を報告します。1月14日、8時30分より、農業委員の佐藤孝志さんとともに、貸付人・[]さん及び借受人・[]さんから聞き取り、

現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、[]さんの田んぼは、[]さんの田んぼのじき下でありますので、耕作するには特に問題がないため、許可適当と考えます。審議のほど宜しく願いいたします。以上です。

27番（菅野正寿）委員 27番、菅野です。番号6について、調査結果報告いたします。去る1月15日7時より、譲渡人の[]さん、農業委員の武藤一夫さんとともに現地にて調査をいたしました。譲受人の[]さんは、入院をしているという事で、奥さんに確認をいたしました。調査の結果、問題がなく、許可適当と判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

武藤一夫委員 今回、有償移転などがあるのですが、有償移転については単価と賃貸借など教えていただければと思います。

事務局 ご質問に対して回答させていただきます。番号1番につきましては、売買代金が[]円。番号2につきましては、売買代金が10アールあたり[]円。

番号3につきましては、10アールあたり[]円。

番号6につきましては、10アールあたり[]円でございます。番号4の賃借権につきましては、こちらの方で確認が取れませんでした。同じく5番も確認が取れていませんでした。

議長（奥平貢市）会長　　その他、質問、意見ございませんか。ないようですので採決いたします。それでは、議案第2号、番号1から番号6のうち、番号5を除く5件について採決いたします。

議案第2号、番号1から番号6のうち、番号5を除く5件について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第2号、番号1から番号6のうち、番号5を除く5件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第5、

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書6ページをご覧ください。

議案第3号　農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年1月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平　貢市。

番号1、事後申請になります。昭和58年から利用していた宅地の一部及び平成15年に整備した進入路が違反転用状態であることが判明したため申請し

ます。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第3号1番について、調査内容を報告します。1月15日午後2時より、推進委員の大石忠雄さんとともに、申請人・XXXXXXXXXXさんから、聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。戦前、開拓に入り、公道からの進入路また宅地と、昭和58年頃の住宅の建て替えと今回の議案第4号3番の案件について、違反転用が判明しました。しかしながら、現在、生活道路として活用、宅地の一部も同じく活用しております。違反転用の解消に向けた追認案件で、顛末書により、違反経路についても確認いたしました。違反転用、農地における事業の必要は、認められる範囲でありました。今後の農地法の遵守も確約している事から、今回の申請はやむを得ず、認める事ができるものと判断いたしました。皆様の温情あるご審議、よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市) 会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号、番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第3号、番号1については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市) 会長 次に、日程第6、

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号の説明に入る前に、お知らせいたします。

議案書10ページに記載の議案第4号番号8については、1月13日付け取下願の提出がございましたので、当該議案の削除をお願いいたします。

議案書7ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和5年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、息子夫婦の移住に伴い住宅が必要となるため申請地に計画します。

汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号3、再生可能エネルギーの普及・拡大のため、耕作放棄地を活用し太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号4、一時転用になります。公共工事受注に伴い残土置場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の準工業地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、一時転用になります。産業廃棄物処分場増設のための道路拡張工事実施にあたり資材置場が必要なため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第

2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号6、譲受人は実家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号7、周辺の宅地化が進んでおり、定住希望者の多い申請地に宅地分譲を計画します。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第4号1番について、調査内容を報告します。1月15日午後3時より、推進委員の大石忠雄さんとともに、譲渡人・XXXXXXXXXXさん及び、譲受人・XXXXXXXXXXさんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。現地は宅地化が進んでいるところであり、生活排水も既存の排水路に流すものと考えます。調査の結果、特

に問題がないため、許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続いて、議案第4号2番についてご報告します。1月14日午後4時頃ですけれども、電話にて、譲渡人・成年被後見人 ■■■■■さん、この方は介護施設に入居しているという事で、高齢のため、代理に成年後見人である司法書士の■■■■さんとお話をいたしました。同じく譲渡人である、郡山の■■■■さん、東村山市の■■■■さんとは電話連絡したんですけれども、連絡がとれなかったのですが、司法書士の■■■■さんから、同意書を取りつけたという事で確認したとみなしました。また15日午後3時30分より、推進委員の大石忠雄さんとともに、譲受人の■■■■さん、■■■■さんご夫妻から聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。現地は住宅化が進んでいる所であり、名ばかりの地目でありました。排水も既存の排水路に流す事で、問題もなく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。続いて議案第4号番号3についてご報告します。1月18日午前11時より、推進委員の大石忠雄さんとともに、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■■■■■■■ 担当者の■■■■さんという方ですけれども、あと、行政書士の■■■■さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。現地は傾斜にて、地形を利用した造りにして造成は最小限にしたいと言っておりましたけれども、排水の面が気になったので、周りは遊休農地で、別に問題はないというような考えでありましたけれども、定期巡回の確認をお願いし、許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

20番（菊地清吉）委員 20番の菊地です。議案第4号4番について、調査結果を報告いたします。1月16日午前9時から、[]さんの息子さん、[]さんと借受人・有限会社 []の []さんと私、3人で現地確認をしました。現況は遊休農地であり、安達ヶ原地区での公共工事の残土置場という事で、特に問題なしと判断しましたが、すぐ隣に水田もある事から、雨などによる土砂の流出に十分に留意するようお願いしました。内容については議案書どおりで、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案第4号番号5番、6番の調査内容を報告いたします。まず番号5について、1月13日に借受人の株式会社 []の担当者 []さんから内容を聞き取り、15日、貸付人の []さん立ち合いのもと、安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、隣接の農地は作付けがされておらず、農地への影響がないと思われまますので、一時転用はやむを得ないと考えます。続きまして、番号6の調査内容を報告いたします。1月13日に譲受人の []さんから14日に譲渡人の []さんから内容を聞き取り、15日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、実家と隣接しており、周りの農地の営農や排水等にも影響がないため、許可適当と考えます。ご審議よろしくお願いたします。以上です。

7番（安齋栄）委員 7番、安齋です。議案第4号番号7について調査内容を報告いたします。去る16日午後2時より、譲渡人の []氏、譲受人の

株式会社 [REDACTED] 代表取締役 [REDACTED] 氏と営業の [REDACTED]

[REDACTED] 氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて、聞き取り及び説明を受けました。

内容は事務局説明のとおりです。隣地等に問題なく、許可適当と判断をいたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号、番号1から番号7について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第4号、番号1から番号7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページから16ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったため審議を求める。

令和5年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、太陽光パネル架台の種類変更に伴う転用面積の変更、及び下部作物を当初のシャインマスカット・エゴマの2種類から小麦・大豆・ソバ・菜種・牧草・人参を加えた8種類の計画へ変更します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第5号1番について、調査内容を報告します。1月16日午前9時より、推進委員の大石忠雄さんとともに、現地にて■■■■さんから、聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。より農作業がしやすい環境を整えるため、また栽培作物については、作物分散をする事でリスクの転用を図るという事でした。また、申請前に試験栽培という事で、いくらか作ってあったそうなんですけれども、顛末書も出ており、やむを得ず認めるものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。なおですね、この作物については、面積を聞いたん

ですけれども、小麦が50アール、大豆が30から50アール、蕎麦が50アール、菜種が20アール、牧草1ヘクタール、牧草1ヘクタールとなっておりますけれども、将来的に牛を飼うような考え方であります。また人参10アールという事で、計画はこのようになっております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第5号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第5号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第8、

議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号8及び番号9については[]委員が、番号14については[]委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっております。よって、関係委員を除斥して審議することとなります。

まず、議案第6号、番号8及び番号9を審議することとしますので、[]委員の退席を求めます。

([]委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第6号、番号8及び番号9について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書17ページをご覧ください。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

今回の告示は、1月31日を予定しております。

議案書20ページをご覧ください。

番号8につきましては、4筆2, 198平方メートルに利用権の新規設定のために申請があったものになります。

番号9につきましては、2筆2, 518平方メートルに利用権の再設定のため

めに申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号8、番号9につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第6号、番号8及び番号9についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第6号、番号8及び番号9について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第6号、番号8及び番号9については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第6号、番号14を審議することとしますので、委員の退席を求めます。

(委員 退席)

議長（奥平貢市）会長　議案第6号、番号14について、事務局の説明を求めます。

事務局　議案書23ページをご覧ください。

番号14につきましては、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号14につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の説明が終わりました。

これより、議案第6号、番号14についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第6号、番号14について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第6号、番号14については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第6号、番号1から番号21のうち、番号8、番号9及び番号14の3件を除く18件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書28ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区27筆65,824平方メートル、安達地区13筆19,234平方メートル、合計40筆85,058平方メートルの計画内容でございます。

また、所有権移転の内容につきましては、岩代地区4筆4,505平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書21ページの番号10、議案書23ページの番号15から議案書25ページの番号20となります。

議案書26ページの番号21につきましては、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1番から番号21番のうち番号8番、9番、10番の3件を除いた18件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、採決に入ります。議案第6号、番号1から番号21のうち、番号8、番号9及び番号14の3件を除く18件について採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第6号、番号1から番号21のうち、番号8、番号9及び番号14の3件を除く18件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第1回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午前10時51分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和5年1月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 野地 太郎

署 名 委 員 菅野 一紀